紛争問題確認書

平成26年　　（エ）第 [redacted] 号

この度ご通知致しましたのは、以前貴方が契約されていた訪問販売会社が不足料金ないしは契約違反に対し、同社が管轄裁判所に訴状申し入れされた事を本状にて報告致します。

当センターは御本人様と本件内容の正当性を確認する機関になりますので会社名、訴訟内容の確認は担当職員にて受け承わります・

しつこい電話勧誘や押しつけ商法等、悪質業者等のご相談も受けつけております。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定裁判所へ出廷となります。

尚、裁判も欠席されると相手方の言い分どおりの判決が出て執行官立会いのもとあなたの給料、財産の差押さえ等をされてしまうおそれがありますので、十分ご注意ください。

※最近個人情報を悪用する業者の手口も見受けられますので万が一見に覚えがない場合、早急にご連絡ください。

受付時間 9：00～17：00　（休日 ／ 土・日・祭日）

（お問い合わせ）　03-[redacted]

〒 [redacted]　東京都 [redacted]

全国[redacted]支援センター